



# 下松市営業持続化支援事業

下松市では新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける市内の飲食店、喫茶店等の事業主に対し営業継続の支援を目的に支援金を交付します。

## 支援金対象者

『令和2年5月1日現在』で次の要件全てに該当される方

- 下松市内で飲食店、喫茶店、弁当や惣菜販売店等の食事提供施設を営業している事業者  
※感染症防止対策として一時休業している場合も含む。
- 食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」又は「喫茶店営業」（ただし、細目が自動販売機を除く）であること。
- 下松市税を滞納（未納）していないこと。

## 支援金額

支援金額：1事業者当たり10万円（定額）

※複数店舗を運営している場合も1事業者として取り扱います。

## 申請方法



【受付期間】 令和2年5月18日（月）～**8月31日（月）**  
※当日消印有効

【提出方法】 原則として郵送してください。  
（感染防止のため窓口への持参は控えてください。）

【必要書類】 ①申請書兼請求書 ②食品衛生許可証の写し  
③振込口座の金融機関、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写し  
※振込口座名義は申請者（対象者）のものに限ります。  
※申請書兼請求書の様式は下松市ホームページからダウンロードできます。

【申請先】 下松商工会議所  
（住所）〒744-0008  
下松市新川2-1-38

## 【問合せ先】

下松商工会議所 （電話）0833-41-1070  
下松市産業観光課 （電話）0833-45-1745